## 高槻市保育士・保育所支援センター事業(無料職業紹介事業) 個 人 情 報 適 正 管 理 規 程

- 1 高槻市保育士・保育所支援センター事業(無料職業紹介事業)の実施において、個人情報を取り扱う職員(以下「取扱者」という。)の範囲は、子ども未来部保育幼稚園総務課内の職員とし、個人情報取扱責任者は、職業安定法第32条の14に規定された職業紹介責任者(以下「職業紹介責任者」という。)とする。
- 2 職業紹介責任者は、取扱者に対し、個人情報取り扱いに関する教育・指導を 年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職 業紹介責任者講習を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示または訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る苦情の申し出が本人からあった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者と する。

5 個人情報の取扱いについては、本規程に定めるもののほか、高槻市個人情報保護条例を遵守のもと、適正に行うこととする。